

指 名 停 止 措 置 の 概 要

1 指名停止措置業者

- (1) 商号又は名称 葉隠勇進 株式会社
- (2) 代表者氏名 代表取締役 大隈 太嘉志
- (3) 住所 東京都港区芝四丁目 1 3 - 3 PMO田町東 1 0 F

2 指名停止措置期間 令和 6 年 6 月 1 9 日 ～ 令和 6 年 9 月 1 8 日 (3 か月)

3 事案の概要

名古屋市が発注する中学校スクールランチ調理等業務の入札において、受注価格の低落防止等を図るため、受注予定者が受注できるよう受注予定者以外の者が協力するなど、独占禁止法第 3 条の規定に違反する行為を行っていたとして、令和 6 年 5 月 2 2 日に公正取引委員会から排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたため。

4 指名停止措置理由

宇部市物品の調達等及び業務委託に係る指名停止措置要領（以下「指名停止等措置要領」という。）別表 9（独占禁止法違反行為）に該当する。

< 指名停止等措置要領別表 9 >

措 置 条 件	期 間
(独占禁止法違反行為) 9 他の機関が発注する物品の調達等又は業務委託に関し、独占禁止法第 3 条、第 8 条又は第 1 9 条に違反する行為があり契約の相手方とすることが不適當であると認められるとき。	処分を決定した日から 2 か月以上 2 4 か月以内